

第2回名立区地域協議会 次第

日時：令和2年6月6日（土） 午後1時30分から
場所：名立区総合事務所 3階 旧議場

1 開 会

2 協議事項

地域活動支援事業の審査について…資料No.1

3 その他事項

令和2年度第3回地域協議会の開催予定

・令和2年 月 日（ ）午後 時 分から

4 閉 会

地域活動支援事業の審査の進行手順

～審査開始前に

○以下の項目について、事務局から説明し、委員による確認・協議を行う。

- 1 提案事業の確認
- 2 審査の流れの確認
- 3 名立区審査方針の再確認
- 4 基本審査について
- 5 審査項目と採択基準点について
- 6 条件付き採択について
- 7 欠席委員の採点の可否の報告
- 8 各事業において審査から外れる地域協議会委員の確認
- 9 集計後の流れの確認と全体協議について

～審査開始

○1事業ごとに配布する「採点票」により、個人審査（採点）を実施する。

- ・審査は、事前の書類審査の他、提案者によるプレゼンテーションにより行う。
- ・提案者のプレゼンテーション（5分）、委員から質疑（5分）終了後、提案者は部屋から退出する。その後、委員各個人で採点する。

～採点終了から全体協議へ

○採点結果集計後、委員全体協議を行い、最終的な採択の決定を行う。

- ・基本的には、審査委員全体の平均点で30点を上回るものが採択となる。
- ・委員同士で共通意識を持つため、提案事業ごとに採択・不採択理由などの全体協議を行う。（採択・不採択事業に関わらず全て実施する。）
- ・条件付き採択とする場合の具体的な理由を委員全体で協議する。
- ・不採択とする事業について、提案者にその理由を伝えるため具体的な理由を委員全体で協議する。